

まさかの交通事故でもあわてない

弁護士が教える

被害者別

お悩み解決

マニュアル



はじめに

突然、交通事故にあってしまったあなた。頭のなかに浮かぶのは何でしょうか？ 今後の生活、仕事、家族…。

「これからどうなるのか？」と不安でいっぱいのことと思います。

そして、ご家族が交通事故の被害にあった方は、被害者の方の状態が心配でいろいろなことが手につかない状況だとお察しします。

おつらい状況ではありますが、**加害者に事故で受けた損害を賠償してもらうために、すべきことがあります。**

ただし、それはどの被害者の方も同じというわけではありません。たとえば、**事故にあったばかりの方と、ケガを治療中の方では、気をつけるべきことや、やるべきことが変わってくるのです。**

そこで、この冊子では、交通事故の被害者の方が置かれている状況別に、知っておきたいことや注意事項、よくあるご質問などをまとめました。また、この冊子でしか知り得ない、限定コンテンツもお読みいただけます。

私たちと一緒に、交通事故後の「わからない」を解消していきましょう。

本冊子が、ご不安やお悩みを少しでも和らげ、適切な賠償金を受け取るための一助となれば幸いです。

最後に、読者の方の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

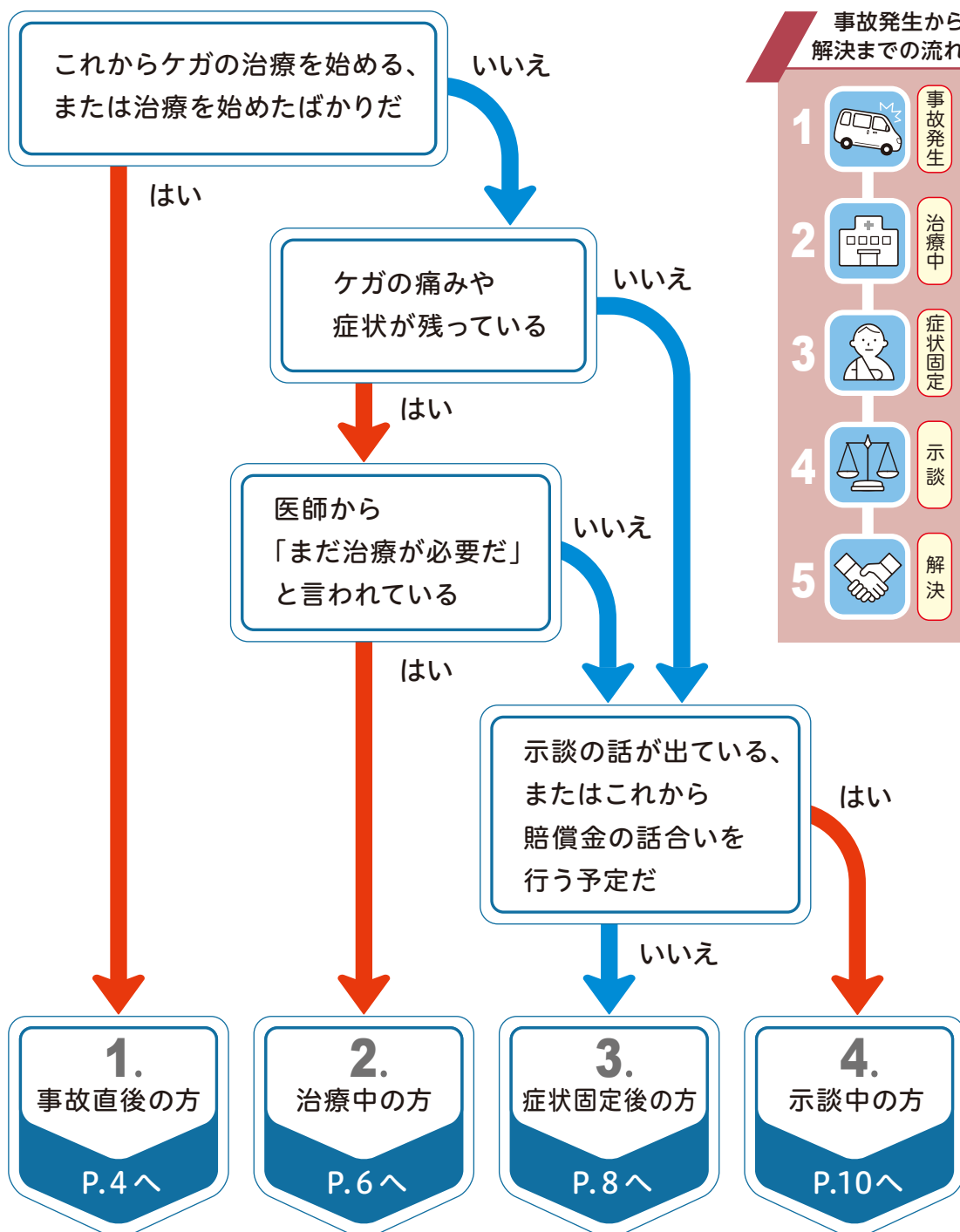
もくじ

2	——	交通事故の被害者になったら
4	——	事故直後
6	——	治療中
8	——	症状固定
10	——	示談中
12	——	相談から解決までの流れ
13	——	相談に必要なもの
14	——	解決事例
16	——	アディーレに依頼するメリット
17	——	弁護士費用
18	——	アディーレ Information
19	——	支店一覧
21	——	お客さまの声



交通事故の被害者になったら

「はい」「いいえ」で答えるだけで、今あなたがすべきことがわかります！





事故直後

事故直後にすべきことをご紹介します。

交通事故にあうと、動転して「早くこの場を離れたい」と思う方も多いと思います。しかし、その場で確認しなかったり、避けるべき行動があることを知らなかったりすると、受けた被害がきちんと立証されずに損をしてしまう可能性があります。

また、ケガをした場合には、すぐ対応しないと加害者に治療費などを請求できなくなってしまうことがあります。**あとで賠償請求をする際に不利にならないよう、事故現場で気をつけたいこと**をご説明します。

なお、事故直後の対応について詳細を知りたい方は、弁護士に相談されることをおすすめします。

事故直後に弁護士へ依頼する**3**つのメリット



1

事故直後の
適切な対応について
アドバイスを受けられる

2

ケガの治療に
専念できる

3

加害者側の
保険会社への適切な
対応を知ることができる



事故直後の方へ贈る弁護士からのワンポイントアドバイス



ケガの治療が一段落し、加害者側の保険会社から示談金額を提示されたあとに、弁護士に相談される方も多いのですが、**できるだけお早めのご連絡がおすすめです。**

なお、トラブルの元とならないために、下記のような行動は避けましょう。

STOP!

- × その場で示談してしまう
- × 病院に行かない
- × 警察に連絡しない
- × ケガをしていることを隠す
- × 安易に謝罪してしまう

事故直後のよくあるご質問

交通事故にあったら、まず何をすればいいですか？

交通事故の直後、**事故の証拠を残す**ために、以下の流れで対応しましょう。

①必ず警察へ連絡

のちに交通事故証明書を取得する際の記録の根拠とするためです。実況見分を行ってもらううえで、事故を警察に認識してもらうことが不可欠となります。

②加害者の情報を取得

以下の書類や情報を取得しておきましょう。

自動車のナンバー／名刺／運転免許証／自動車登録事項証明書／加害者の自賠責保険／任意保険の会社名 など

上記に加えて、加害者の事故直後の言い分の録音やメモを取っておくとよいでしょう。事故から時間が経って争いが出た際に、加害者が最初に言っていた内容を確認するための重要な証拠となる場合があります。

③現場の情報を写真に残しておく

現場や破損した自動車など、事故状況の写真を撮影しておきましょう（携帯電話のカメラなどでも可）。車両が壊れてしまったことによる損害（物損）について争いになったとき、役に立つことがあります。

④自分の加入している任意保険会社へ連絡

保険対応がスムーズになります。

物損事故から人身事故へ切り替えるには、具体的にどうしたらいいですか？

まず、交通事故の直後に受診した病院で、「事故日」と「初診日」が記載された診断書を取得してください。

次に、事故の処理を行った警察署の交通課に、物損事故から人身事故への切替えを希望する旨を連絡し、「診断書」や「運転免許証」など、切替えに必要な書類を確認してください。

警察書へ必要書類を提出後、警察による実況見分や書類の確認等の調査が行われます。この調査を経て、今回の交通事故が人身事故であることが確認できれば、人身事故への切替えが完了します。

交通事故によってケガをした被害者は、加害者に対してどのような請求ができますか？

交通事故の被害者の方は、主に次のような損害についての賠償金を、加害者に請求することができます。

治療費、
付添看護費、
入院雑費等

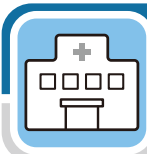
休業損害

入通院慰謝料

後遺障害
による
逸失利益

後遺症慰謝料

など



治療中

治療中にすべきことをご紹介します。

交通事故でケガをされた方にとっての最優先事項は、適切な治療を受けてケガを治すことです。そして、治療を続けるうちに、今後についてのいろいろな疑問や不安が浮かんでくることでしょう。

治療中の方が気をつけたいこと、知っておくべきことは多々ありますが、ここでは、加害者から適切な賠償を受けるために必要な「後遺障害の等級認定」に向けて知っておきたいことをご紹介します。

交通事故でケガをし、十分な治療を受けたにもかかわらず、後遺症が残ってしまうことがあります。その場合には「後遺障害の等級認定」を受けて、加害者に後遺症慰謝料などを請求します。

後遺障害の等級認定には、症状固定時の症状だけでなく、事故直後の医師の判断や症状、症状固定に至るまでの治療経過なども重要です。治療中から治療後を見据え、特に下記の点に注意して行動するようにしましょう。

- ① 整形外科を受診し、医師の指示に従ってきちんと通院する
- ② 保険会社に症状固定や治療費の打ち切りを打診されても承諾しない
- ③ 医師に症状固定と判断されたら、後遺障害の等級認定を申請する

治療中の対応について詳細を知りたい方は、弁護士に相談されることをおすすめします。

治療中に弁護士へ依頼する3つのメリット



1

適切な慰謝料を受け取るために必要な情報を得られる

2

治療中の対応について詳しいアドバイスを受けられる

3

加害者側の保険会社への対応を知ることができる



治療中の方へ贈る弁護士からのワンポイントアドバイス

ケガの治療が一定期間続くと、加害者側の保険会社から症状固定（これ以上治療を続けても症状の回復・改善が期待できなくなった状態）や治療費支払いの打ち切りを打診される場合があります。まだ痛みなどがあって治療が必要だと思われる方は、保険会社からの打診に応じることなく、医師の診察のもと、治療を継続してください。治療中の対応について詳細を知りたい方は、弁護士に相談されることをおすすめします。

治療中のよくあるご質問

保険会社から治療費の支払いを止められました。どうしたらいいですか？

治療費が支払われないからといって、すぐに治療をやめないでください。自費で治療を受けるなら、治療をやめようとする方もいるかもしれませんが、判断は医師に任せましょう。

治療費支払いの打ち切り後に受けた治療が、交通事故によるケガの治療に必要であると認められれば、自費で支払った治療費を保険会社に請求できますし、健康保険を使うことも可能です。まずは、ケガの完治を目指して治療を続けましょう。

交通事故のあと、加害者や保険会社から何も連絡がありません。どうしたらいいですか？

通常であれば加害者の保険会社が連絡してきますが、連絡がないときは加害者の保険会社に連絡しましょう。加害者の保険会社が不明であれば、加害者に直接連絡しましょう。

もし、加害者と連絡が取れず、その保険会社も不明の場合には、「交通事故証明書」に記載された加害者の自賠責保険会社に連絡してください。加害者の情報が判明する可能性があります。

また、弁護士であれば職権で調査できることがあります。ご自分で情報を収集するのが難しいという方は、弁護士にご連絡ください。

示談交渉に向けて、治療中から気をつけておきたいことはありますか？

治療後の示談交渉を見据えて行動することをおすすめします。特に下記の点に注意しましょう。

①整形外科を受診し、定期的に通院する

ケガの治療については、必ず整形外科を受診し、リハビリ中も定期的に通院することをおすすめします。ただし、医師の指示に基づかない接骨院や整骨院でのリハビリは、交通事故によるケガの治療と認められない場合がありますので、注意が必要です。

②保険会社に症状固定や治療費の打ち切りを打診されても承諾しない

一定期間治療を続けた場合、加害者側の保険会社から症状固定や治療費の打ち切りを打診されることがありますが、痛みなどがある場合には治療をやめる必要はありません。医師と相談のうえ、医学的に判断してもらいましょう。

③医師に症状固定と判断されたら、後遺障害の等級認定を申請する

十分な治療が行われたにもかかわらず、これ以上治療を続けても症状の回復・改善が期待できなくなること（症状固定）があります。その場合は、医師に判断を仰いであうで、後遺障害等級認定を申請しましょう。



症状固定

症状固定後にすべきことをご紹介します。

長い期間治療を受けたにもかかわらず、残念ながら、交通事故によるケガの治療を続けてもこれ以上改善する見込みがない「症状固定」となったあなた。これからどうすればよいとお悩みではないでしょうか。おつらい状況とは思いますが、今後の生活を少しでも楽にできるよう、加害者への賠償金請求の準備を進めましょう。

症状固定と判断された方がすべきことは「後遺障害の等級認定」の申請です。等級が認定されることにより、後遺症慰謝料や逸失利益などの後遺障害分の損害を加害者に請求することができます。

ただし、後遺障害の等級認定手続には医学や法律の知識が必要ですし、適正でない結果となった場合には異議申立てをする必要も出てきます。適正な賠償金を目指す方は弁護士への相談をおすすめします。

症状固定時に弁護士へ依頼する3つのメリット



1

適切な後遺障害等級の
申請手続を
知ることができる

2

弁護士基準
(裁判所基準)
による賠償金額を
知ることができる

3

後遺障害等級の認定結果に
納得できない場合に
異議申立てを
依頼することができる



症状固定時の方へ贈る弁護士からのワンポイントアドバイス



後遺障害の等級認定の手続には、医師に作成してもらう「後遺障害診断書」が必要です。これは後遺障害の認定に大きく関わる重要な書類ですが、作成する医師が必ずしも後遺障害等級の認定基準を理解しているわけではない点に注意が必要です。

適切な後遺障害等級が認定されるために、追加検査や記載内容の補足を求めなければならない場合もあります。後遺障害の等級認定に詳しい専門家に依頼して、後遺障害診断書をチェックしてもらうことをおすすめします。

症状固定後のよくあるご質問

なぜ後遺障害の等級認定の申請をする必要があるのですか？

交通事故のケガにより「後遺障害」が残った場合には、後遺症慰謝料を請求することができますが、その請求に「後遺障害の等級が認定されること」が必要だからです。

交通事故などによりケガをした場合、治療しても完全には回復せずに、身体や精神の機能に不完全な状態が残ることがあります。これを「後遺症」といいますが、後遺症が残ったと主張するだけでは後遺症慰謝料は請求できません。

後遺障害の等級認定は、いつ申請すればいいですか？

後遺障害の等級認定を申請するタイミングは、医師から「症状固定と判断されたあと」です。

医師に後遺障害診断書を書いてもらうことにより、申請手続を開始することができます。

後遺障害認定は、誰がどのように判断するのですか？

後遺障害認定を判断するのは、損害保険料率算出機構（加害者側の保険会社が加盟している場合）や自賠責保険・共済紛争処理機構です。

後遺障害の等級は、後遺障害診断書などの資料をもとに判断されます。ですから、診断書への所見の記載が不明確であったり、必要な検査が不足していたりする場合には、適切に認定されない場合があります。

適切な後遺障害の等級を得るには、認定の具体的な基準を踏まえつつ、適切な書面と資料を提出しなければなりません。医学的にも法律的にも非常に高度で専門的な知識や経験が必要となりますので、後遺障害に詳しい弁護士に相談されることをおすすめします。

症状固定を判断する目的は何ですか？

損害賠償の項目を「傷害分」と「後遺障害分」に区分するために行います。

ケガによる損害は、通常、治癒中から症状固定日までの「傷害分」（治療費など）と、症状固定以降に残存した後遺症についての「後遺障害分」（後遺症慰謝料など）に分けられます。

症状固定となると、治療費の支払いが受けられなくなるため、理不尽だと感じるかもしれません。医師に現在の症状や治療の効果について説明し、治療の継続や症状固定の時期について相談することは可能ですし、被害者の方にとって不利なことばかりではなく、有利に働く点もあります。たとえば、症状固定日以降に残る症状についての後遺障害等級が認定された場合、後遺障害分についての損害額を確定できるため、後遺症慰謝料などを請求することができるのです。



示談中

示談中にすべきことをご紹介します。

加害者側の保険会社から示談金の提示があったものの、どうすればいいかわからずにいる方も多いのではないのでしょうか。

一見したらよさそうに感じる示談内容でも、実は、請求できる損害項目が漏れていたり、相場より低い金額で計算されていたりするかもしれません。いったん示談に応じてしまうと、原則として取り消したり、やり直したりすることはできません。**保険会社の言うことを鵜呑みにせず、慎重に交渉を進める必要があります。**

適正な賠償金を受け取りたい方は、交通事故の被害に詳しい弁護士に相談されることをおすすめします。

示談中に弁護士へ依頼する**3**つのメリット



1

加害者側の
保険会社との示談交渉を
任せることができる

2

適正な過失割合を
主張してもらえる

3

賠償金を増額できる
可能性が高まる



示談中の方へ贈る弁護士からのワンポイントアドバイス



賠償金の算定基準は「自賠責保険基準」、「任意保険基準」、「弁護士基準（裁判所基準）」の3つがあり、通常もっとも高いのは裁判をしたならば認められる「弁護士基準」です。しかし、**加害者側の保険会社が初めから「弁護士基準」で算定した金額を提案することはほとんどないのが現状です。**

そのため、**加害者側の保険会社から示談の提案があっても、すぐに応じないでください。**保険会社の提示してくる賠償金額は、「自賠責保険基準」もしくは保険会社独自の算定基準である「任意保険基準」で計算された金額であり、十分な賠償内容に見えたとしても、加害者側にとって都合のよい内容になっていることが多々あります。適正な賠償金を受け取るために、ぜひ交通事故の被害に詳しい弁護士にご相談ください。

示談中のよくあるご質問

交渉がうまくいかないときは、どうしたらいいですか？

交通事故の被害に詳しい弁護士に相談されることをおすすめします。示談交渉の方法や方向性などについてアドバイスを受けられますし、示談交渉を依頼することももちろん可能です。

加害者に弁護士費用を請求することはできますか？

交通事故にあつて裁判を起こす場合、あなたが負担した弁護士費用相当額が損害として認められることがあります。

ただし、認められるのは弁護士費用「相当額」で、実際に支払った弁護士費用が全額、損害として認められるとは限りません。多くの場合、裁判で認められた賠償額の1割程度の金額が損害賠償額として認められる傾向があります。

認定された後遺障害等級に納得できない場合は、どうしたらいいですか？

所定の機関に対して、後遺障害等級の再審査を依頼することができます。依頼方法は次の3つです。

①異議申立て

異議申立てには、後遺障害等級認定の申請と同様に、加害者側の任意保険会社に手続を依頼する「事前認定」と、自分で手続を行う「被害者請求」があります。

②紛争処理申請

自賠責紛争処理機構という機関に紛争処理を申請することによって、等級認定を争います。

なお、異議申立てと違い、自賠責紛争処理機構への申請は1度しかできませんので、綿密な事前準備を行う必要があります。

③民事裁判での訴訟提起

訴訟を提起し、裁判所に等級について判断してもらいます。被害者の方が、ご自分で裁判を起こして対応するのは難しいため、裁判を起こす場合には、交通事故の被害に詳しい弁護士に相談されることをおすすめします。

保険会社の提示金額が適切かどうかは、どのように判断すればいいですか？

適正な慰謝料金額を知りたい場合、弁護士に依頼するのが近道です。

弁護士は、提示された示談金に、被害者の方が受けた損害に見合った項目が含まれているか、などをチェックし、保険会社に増額するよう求めています。この交渉を被害者の方ご自身が行うのは困難だと思いますので、ぜひ交通事故に詳しい弁護士にご相談ください。



相談から解決までの流れ

以下の流れでお手続きを進めます。



STEP.1 相談のご予約

フリーコール「0120-250-742（朝9時～夜10時）」までお電話ください。ご相談は予約制ですが、予約状況によっては、当日でもご相談可能な場合がございます。土日祝日もご相談を承っておりますので、遠慮なくいつでもお問合せください。

※Webページの問合せフォームからのご連絡は24時間受付中。



STEP.2 弁護士とのご相談

ご相談当日は、事故状況や現在の通院・治療状況などについて、詳しくお伺いします。お伺いした情報をもとに、弁護士から今後の見通しやリスクなどの十分な説明を行い、お客さまにとって最善の解決方法をご提案いたします。ご不明な点やご要望がございましたら、お気軽にお申しつけください。

ご契約



STEP.3 弁護士が保険会社と交渉

ご契約後は、弁護士があなたの代理人となり、加害者側の保険会社と交渉いたします。なお、後遺症が残っている場合には、後遺障害の申請手続もサポートできます。また、弁護士は、裁判をしたならば認められる「弁護士基準（裁判所基準）」での交渉が可能であるため、**弁護士が交渉することで賠償金の増額が見込めます**。お客さまには随時、交渉状況をお伝えし、ご希望を伺いながら進めます。



STEP.4 示談・賠償金のお振込み

保険会社との交渉の結果、過失や賠償金などについてまとまったら、示談の手続へと移ります。ご依頼後は、お客さまに代わり当事務所が示談の手続を行い、示談成立後、加害者側の保険会社から当事務所の預り金口座に賠償金が振り込まれます。後日、弁護士費用等を精算し、お客さまに賠償金をお振込みいたします。

解 決



相談に必要なもの

相談時にご準備いただくものをご紹介します。

ケガで入院中の方もいらっしゃるかと思います。

そのため、アディーレではお電話での無料相談を受け付けております。

ご相談のために準備するものは

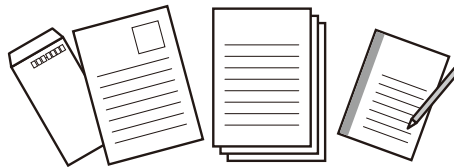
☑電話機のみ！

通話可能な固定電話、スマートフォン、ガラケーなどをご用意ください。



そのほか、以下の資料がお手元にあるとご相談がスムーズに進みます。

- ☑ 保険会社から提示された賠償金に関する書面
- ☑ 事故発生の状況や日時などをまとめたメモ
- ☑ 加害者の加入する保険会社から送られてきた書面やメール
- ☑ 医師の診断書、検査結果資料 など



※具体的な資料がお手元になくてもご相談は可能ですので、
まずはお気軽にお問合せください！

※オンライン面談や来所でのご相談を希望される方は、
ご相談の予約時にお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。



解決事例

賠償金が増額した解決事例をご紹介します。 ※事例の内容はご相談当時の状況や条件等によります。



弁護士が粘り強く交渉した結果、慰謝料および逸失利益の増額に成功し、賠償金は740万円増額！

被害者プロフィール Vさん（男性・50代・会社員）

傷病名 胸椎椎体骨折 左大腿部打撲 右肘打撲

後遺障害等級 8級

最終的に獲得できた賠償金

約**1,600**万円

相談までのできごと

バイクで走行中、普通貨物自動車に衝突されたVさん。胸椎椎体骨折などと診断され治療を余儀なくされました。約10カ月の通院後、症状固定を迎えたものの背部痛が残ってしまったVさんは、加害者側の保険会社を通じ後遺障害等級の申請を行い、8級相当が認定。

その後、保険会社から示談の提案を受けたVさんはその内容に疑問を持ち、交通事故に詳しい弁護士へ相談したいと当事務所にご連絡くださいました。

弁護士の対応

弁護士が資料を確認したところ、入通院慰謝料、後遺症慰謝料、逸失利益について、自賠責保険基準に基づいて計算されており、裁判をしたならば認められる弁護士基準（裁判所基準）よりも低額なことが判明。弁護士は、弁護士の交渉で増額する可能性が高いとご説明しました。

ご依頼後、弁護士は後遺障害認定の資料を確認し、8級相当は妥当と判明。続いて弁護士は示談交渉を開始。当初、保険会社は弁護士基準で計算した賠償額を認めませんでしたが、弁護士は、Vさんが背部痛で30分の歩行すら困難であり、事故の影響は重大であると主張。粘り強い交渉の結果、後遺症慰謝料、入通院慰謝料、逸失利益について弁護士の主張が認められ、賠償金は約740万円増額。

弁護士からのコメント

後遺障害が認められれば賠償金額は高額となりますが、保険会社が提案する示談金は弁護士基準で計算した金額よりも低いことが多いです。しかし、適切な賠償金を受け取るために、被害者の方ご自身が保険会社と交渉するのはご負担が大きいでしょう。

保険会社の提案内容に疑問がある方は、ぜひ当事務所へご相談ください。





弁護士の粘り強い交渉により10年間の逸失利益が認められ、賠償金の総額は当初の提示金額より400万円以上増額！

被害者プロフィール Dさん(男性・50代・自営業)

傷病名 左脛骨高原開放骨折 前額部顔面挫創

後遺障害等級 11級

最終的に獲得できた賠償金

約 **770** 万円

相談までのできごと

原付バイクを運転中に乗用車に衝突されたDさん。左脛骨高原開放骨折などと診断され治療を余儀なくされました。症状固定後も足の痛みや額の創痕が残ってしまい、加害者側の保険会社を通じ後遺障害等級認定の申請を行い、併合11級が認定。

保険会社から示談の提案を受けたものの、後遺障害等級認定の結果や示談金額が妥当か判断できず、交通事故に詳しい弁護士へ相談したいと当事務所にご連絡くださいました。

弁護士の対応

弁護士は詳しく事情を伺い、逸失利益が4年間しか認められておらず、後遺障害等級の妥当性には後遺障害診断書などの精査が必要と判明。そこで弁護士は、後遺障害には異議申立て制度があること、弁護士への依頼で後遺障害の認定結果の精査や異議申立ての検討が可能なことをご案内。また、弁護士の交渉でより多くの示談金額を獲得できる見込みがあるとお伝えしました。

ご依頼後、弁護士が各種資料や後遺障害の認定結果の精査に加え、Dさんに現在の症状等を聴取した結果、自賠責保険の判断は妥当と判明し、Dさんも納得。続いて、弁護士は保険会社との示談交渉を開始し「逸失利益の喪失年数は4年間」と譲らない保険会社に対して「将来の仕事への大きな影響が考えられるため10年以上の逸失利益が認められるべき」と主張。粘り強い交渉の結果、逸失利益に関する主張が認められ、賠償金の総額は400万円以上増額。

弁護士からのコメント

後遺障害等級の適切さは示談金額にとって非常に重要です。後遺障害の重さに応じて賠償額も高額になる可能性があります。保険会社からの提示金額は低いことが多いです。

そのような場合でも、弁護士の介入で増額できることがあるため、後遺障害等級や保険会社の提示額に疑問がある方は、ぜひ当事務所へご相談ください。





アディーレに依頼するメリット

アディーレならではの特徴をご紹介します。

日本全国に弁護士が在籍しています

アディーレ法律事務所は、身近な法律事務所を目指し、より多くの交通事故被害者の方のお悩みを解決できるよう、全国 65拠点以上 (※) を構えております。日本全国の被害者の方からご依頼を受けているため、多種多様な解決事例があります。

※2024年4月時点。

ご相談は何度でも無料！さらに安心の「成功報酬制」

交通事故の被害者の方がご加入中の自動車保険や損害保険に「弁護士費用特約」が付いていない場合、費用面での不安があるかもしれません。アディーレ法律事務所では、「弁護士費用特約」なしの方の場合、弁護士費用は、獲得した賠償金からお支払いただく「成功報酬制」です。お手元からのお支払いはないため、安心してご依頼いただけます。また、交通事故の被害者の方からのご相談は何度でも無料です。

充実のサポート体制

アディーレ法律事務所は、交通事故の被害に関するあらゆる手続をフルサポートいたします。

事故直後の
対応

治療中の
アドバイス

治療費の
早期打ち切りや
症状固定時期への
対応

過失割合の
調査

損害賠償額の
計算

後遺障害の
等級認定申請や
異議申立て

訴訟

認定された等級に
基づく保険会社
との示談交渉

など

交通事故被害の専属チームが対応

アディーレには、交通事故被害の救済に特化した業務を行う、弁護士とパラリーガル（法律事務員）から構成される専属チームがあります。たとえば、後遺障害等級認定の申請手続には、治療経過や検査結果、すべての症状が具体的に記載された後遺障害診断書や、専用の医学的な検査などの資料が必要ですが、こういった資料が必要十分であるかどうか判断するには、法律的・医学的な専門知識が必要です。また、認定された等級に不満があった場合には異議申立てを行うことができますが、認定結果を覆すためには、専門的な知見を駆使して認定の誤りの指摘・立証を行わなければなりません。

アディーレの専属チームであれば、これまでに培った知識と経験を存分に生かして、交通事故被害者の方に最善の結果をもたらせるよう尽力いたします。



弁護士費用

ご依頼いただく場合の費用をご説明いたします。

■ ご存じですか？「弁護士費用特約」

ご自身やご家族などの保険に弁護士費用特約が付いていれば、**保険会社が成功報酬等の弁護士費用を代わりに支払ってくれます。**
そのため、**弁護士費用がネックにならず、安心して弁護士に相談でき、**
慰謝料増額交渉や裁判等の対応を弁護士に任せられます。

※弁護士費用特約をご利用の場合は、日弁連LACを参考にした報酬体系となります。
※契約内容により、サービスの内容が異なります。詳細は、保険会社に確認されることをおすすめします。

アディーレは明朗会計！

何度でも
ご相談 **0円**

交通事故被害のご相談は無料！

お電話1本で気軽にご相談いただけます。
全国どこでも・何度でもご相談無料です。

※弁護士費用特約を利用する場合、別途の料金体系となります。ご依頼いただいた場合、特約より相料金を請求させていただきますが、原則としてお客様のご負担はございません。

■ 弁護士費用特約が付いていない方

着手金 **0円**

報酬金 **22万円(税込)**
+
回収額の**11%(税込)**

報酬金は、成功報酬制となっており、獲得できた賠償金から精算しますので、弁護士費用をあらかじめご用意いただく必要はございません。

※上記のほか、事務手数料、訴訟移行時にかかる費用、期日等手数料などについては、別途申し受けます。

■ 弁護士費用特約が付いている方

着手金や成功報酬等の金額詳細については、ホームページをご覧ください。

また、安心してご依頼いただけるよう、アディーレ独自の「損はさせない保証」をご用意しております。

損はさせない保証とは？

ご依頼後の増加額

＜ 報酬金、事務手数料、実費、
期日等手数料の合計

アディーレへご依頼いただいたにもかかわらず、加害者側の保険会社から提示された示談金からの増加額(提示がない場合はご依頼後の獲得額)が弁護士費用等を下回ってしまった場合は、その**不足した分は請求いたしません！** ご依頼によって弁護士費用等が費用倒れになることはございませんので、安心してご依頼ください。

※適用には諸条件がございます。詳しくはお問合せください。

▶ 注意事項

※そのほか、詳しい弁護士費用については当事務所のホームページをご確認ください。
※委任事務を終了するまでは契約を解除できます。この場合には、例外として成果がないときに、解除までの費用として事案の進行状況に応じた弁護士費用等をお支払いいただきます。
※弁護士費用等については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算します。





アディーレ Information

実績や独自の活動をご紹介します。



交通事故損害賠償実務に関する専門書籍

『申請事例からみる 交通事故 後遺障害の等級認定』は、アディーレが編集した実務者向け書籍です。

“後遺障害”として認定されることで初めて、交通事故損害賠償の実務における賠償の対象として意味を持つといえる、交通事故の後遺症。実際の症状に見合う認定を受け、適正な損害賠償金を獲得するには、実務によって得た専門知識と経験が必要です。豊富な実績と経験をもつアディーレだからこそ作れた、と自負しております。

本書を一人でも多くの交通事故事件の処理にあたる弁護士に活用いただき、より多くの交通事故被害者救済に繋がることを願い、2022年7月に出版いたしました。

気になる法律を動画で解説！公式YouTubeチャンネル

アディーレの公式YouTubeチャンネルでは、弁護士をもっと身近に感じていただくための動画を配信中。日常のなかにある法律の疑問や、気になるニュースを“弁護士YouTuber”がわかりやすく解説しています。

弁護士の想いや依頼者の方へのインタビューの紹介、1分で視聴できる法律解説など、さまざまな動画を続々と公開中です。



動画をご覧になりたい方はこちら



実務に役立つスキルを磨く定期的な勉強会を実施

交通部では、弁護士が集まり、定期的な勉強会を実施しています。自分自身の経験だけでは得られにくい着眼点を鍛えることができ、実際のケースに対応する際の大きな強みとなります。

「有益な情報をキャッチするアンテナを常に張り、より多くのお客さまの不安やお悩みを取り除けるようにしたい」。

そのような思いを胸に、交通部の弁護士一同は日々、切磋琢磨しています。





支店一覧

アディーレの支店一覧です。

1 札幌支店

北海道札幌市中央区北五条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ15F

2 函館支店

北海道函館市若松町14-10 函館ツインタワー9F

3 旭川支店

北海道旭川市宮下通7-3897-12 旭川第一生命ビル3F

4 釧路支店

北海道釧路市末広町13-1-4 釧路サウスビル5F

5 苫小牧支店

北海道苫小牧市王子町3-2-23 ステーションプラザ苫小牧5F

6 帯広支店

北海道帯広市西2条南11-16-1 第3エーワンビル6F

7 青森支店

青森県青森市新町2-1-11 ESTビル9F

8 八戸支店

青森県八戸市三日町2 明治安田生命八戸ビル7F

9 盛岡支店

岩手県盛岡市盛岡駅前通8-17 明治安田生命盛岡駅前ビル4F

10 仙台支店

宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン17F

11 郡山支店

福島県郡山市駅前1-6-5 ピースビル郡山5F

12 水戸支店

茨城県水戸市宮町1-2-4 マイムビル4F

13 宇都宮支店

栃木県宇都宮市駅前通り1-4-6 トナリエ宇都宮3F

14 高崎支店

群馬県高崎市八島町20-1 武蔵屋ビル5F

15 大宮支店

埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-194 YSビル4F

16 川越支店

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル8F

17 千葉支店

千葉県千葉市中央区新町1000 センシティタワー21F

18 船橋支店

千葉県船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5F

19 柏支店

千葉県柏市旭町1-1-7 第5彰栄ビル8F

20 池袋本店

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

21 立川支店

東京都立川市曙町2-8-3 新鈴春ビル5F

22 北千住支店

東京都足立区千住2-4 オカバツインタワービル イースト4F

23 町田支店

東京都町田市原町田6-13-20 アズ・ハーツ33 4F

24 新宿支店

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル3F

25 横浜支店

神奈川県横浜西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー29F

26 川崎支店

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎13F

27 横須賀支店

神奈川県横須賀市若松町1-21-10 横須賀EAST COURT 5F

28 新潟支店

新潟県新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内 万代島ビル18F

29 長岡支店

新潟県長岡市台町2-8-35 ホテルニューオータニ長岡1F

30 長野支店

長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6F

31 松本支店

長野県松本市深志1-1-15 朝日生命松本深志ビル2F

32 静岡支店

静岡県静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー15F

33 浜松支店

静岡県浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

34 沼津支店

静岡県沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル6F

35 名古屋支店

愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー7F

36 名古屋栄支店

愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル8F

37 岡崎支店

愛知県岡崎市明大寺町字川端19-13 山七東岡崎ビル3F

38 岐阜支店

岐阜県岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37 東棟2F

39 富山支店

富山県富山市牛島町18-7 アーバンプレイスビル6F

40 金沢支店

石川県金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢9F

41 津支店

三重県津市栄町3-257 関権第5ビル5F

42 滋賀草津支店

滋賀県草津市野路1-15-5 フェリエ南草津4F

43 京都支店

京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
アーバンネット四条烏丸ビル5F

44 大阪支店

大阪府大阪市北区梅田2-4-9 ブリーゼタワー13F

45 堺支店

大阪府堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル7F

46 なんば支店

大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70 なんばパークスタワー10F

47 枚方支店

大阪府枚方市新町1-12-1 関医アネックス第2ビル

48 神戸支店

兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館16F

49 姫路支店

兵庫県姫路市南駅前町100 姫路パラシオ第2ビル5F

50 奈良支店

奈良県奈良市西大寺町2-1-63 サンワシティ西大寺2F

51 和歌山支店

和歌山県和歌山市七番丁26-1
モンティグレ ダイワロイネットホテル和歌山2F

52 広島支店

広島県広島市中区大手町2-11-10 NHK広島放送センタービル13F

53 福山支店

広島県福山市元町6-11 ILYA福山フロントビル5F

54 岡山支店

岡山県岡山市北区駅元町15-1 リットシティビル7F

55 高松支店

香川県高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア20F

56 松山支店

愛媛県松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル2F

57 福岡支店

福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ7F

58 小倉支店

福岡県北九州市小倉北区京町3-1-1
セントシティ北九州 セントシティB1

59 久留米支店

福岡県久留米市東町42-21 日本生命久留米駅前ビル3F

60 長崎支店

長崎県長崎市銅座町4-1 りそな長崎ビル5F

61 佐世保支店

長崎県佐世保市白南風町1-13 JR九州佐世保ビル2F

62 熊本支店

熊本県熊本市中央区手取本町11-1
テトリアくまもと・銀染コアビル5F

63 大分支店

大分県大分市末広町1-1-18 ニッセイ大分駅前ビル9F

64 鹿児島支店

鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル3F

65 那覇支店

沖縄県那覇市久茂地1-1-1 パレットくもじ4F

▶アディーレは、全国から寄せられるご相談に対応しております。あなたの街のアディーレに、何でも話してみてください。



お客さまの声

アディーレを利用されたお客さまの声をご紹介します。

Mさん 千葉県・60代女性

弁護士の先生をはじめ、事務の方には色々とお世話になりました。決して大きな事故ではなかったと思いますが、快く私の依頼を受けて下さりとても感謝しています。途中経過も詳細にご説明いただき、過失割合で私が納得いかない旨お伝えしたところ更に交渉をして頂きました。本当にありがとうございました。

Sさん 京都府・40代男性

保険会社の弁護士特約に入っていたので費用の事はあまり気にしていませんでしたが、もっと高額な費用がかかるものと思ってました。少額の交渉だったため、受けて頂けるのか心配でしたが、親切に対応して頂けて良かったです。

Rさん 栃木県・40代女性

「弁護士さんに依頼する」と少しハードルが高く最初はとても迷いました。しかし相談すると一人で悩んでいたことはあっという間に解決していただき、気持ちもスッキリしました。本当にありがとうございました。

Mさん 福岡県・50代男性

交通事故の被害者なのは、相手の方に悪いから、とか、早く決着をつけたいとかと、相手の方々保険会社の担当者に押されても、自分自身納得のいくものでなければ、まず保険の特約の欄を見て下さい。弁護士特約がついていればすぐに信頼のおける法律事務所に連絡を取りましょう。あとは「身近な」アディーレがやってくれます。

Yさん 千葉県・50代男性

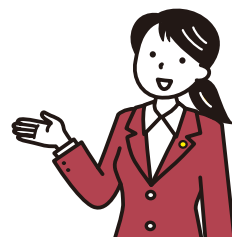
地元の法律事務所で断られましたが、アディーレでは快く引き受けてもらえて助かりました。全体にスピーディで、予想より早く、そして予想より高い賠償金を得ることができとても良かったです。ありがとうございました。

Mさん 広島県・50代女性

交通事故に遭ったあとは体はもちろんのこと気持ちまでもが落ち込むなか相手方の保険会社からの連絡はとても負担でした。でもこうした法律の専門家にしっかりと間に立ててもらい、正しく解決してもらえることが分かりとても心強く思いました。弁護士相談は敷居が高く、面倒なイメージを持っておりましたが、まずは相談だけでもしてみる価値は充分にあると思います。

Nさん 福岡県・20代男性

ふだん生活していると、弁護士に相談するという選択肢が浮かぶことはなかなかないと思います。弁護士特約など無理なく弁護士を利用できる手段も多くあるので活用してほしいと思います。この度は本当にありがとうございました。



アディーレ法律事務所

- [本店所在地] 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
- [拠 点 数] 全国65拠点以上
- [代表弁護士] 鈴木淳巳 (愛知県弁護士会所属)
- [所属弁護士数] 235名以上
- [取扱いサービス] 債務整理 (過払い金の返還請求、任意整理、民事再生、自己破産)
交通事故の被害
夫婦問題・男女トラブル
(浮気・不倫の慰謝料請求・慰謝料減額、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)
労働問題 (不当解雇、残業代請求、退職代行、労災問題)
B型肝炎の給付金請求 アスベスト (石綿) 健康被害の給付金・賠償金請求
インターネット権利侵害 遺言・遺産相続 など



弁護士法人Adire法律事務所 [第一東京弁護士会所属]

ジ コ フ ナ シ ニ
 **0120-250-742**

朝 9 時から夜 10 時まで、土・日・祝も休まず受け付けております！

アディーレ 交通事故

検索

<https://www.ko2jiko.com/>

Webでのお問合せはこちら ▶



【著作権・免責について】

本書で公開している文章、商標、画像、デザインなどの一切のコンテンツの著作権は、アディーレ法律事務所へ帰属します。コンテンツの使用、転用、複写、送信などあらゆる手段による無断利用は一切禁止します。また、本書で公開しているコンテンツの内容について当事務所はいかなる保証もいたしません。本書の利用によって生じた一切の損害について当事務所はいかなる責任も負いません。

【プライバシーポリシーについて】

弁護士には依頼者の秘密を守る義務があります。依頼者 (有料無料を問わず、また電話やメールによる法律相談のみを依頼した方を含みます) の氏名、住所、連絡先などの秘密は厳守いたします。相談内容については、氏名や事案が一切特定されないように一般化したうえ、当事務所のホームページ・小冊子などで相談事例としてご紹介させていただくことがあります。

※本書で解説・紹介する内容は、特記なき限り2025年4月時点のものであり、法律・弁護士費用などは今後変更になる場合があります。



アディーレ法律事務所